

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成27年度第5回会議
開催日時	平成27年12月18日（金曜日）午後3時から午後4時10分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：米田会長、山田委員、石井委員、小藤田委員 事務局：飯島企画部長、小関企画政策課長、南企画部主幹、神保企画政策課主査、大久保総務部長、岡村総務法規課長、白井総務法規課総務法規係長、西泉総務法規課総務法規係主査、松本都市計画課長、磯崎道路管理課長、若田道路管理課道路台帳係長
議題	議題1 委嘱状の伝達 議題2 会長の選出 議題3 会議の運営について 議題4 西東京市使用料・手数料等の適正化について（答申） 議題5 証拠書類等の写しの交付の手数料の取扱いについて（諮問） 議題6 事務手数料の適正化について（報告） 議題7 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市使用料等審議会委員名簿 資料2 西東京市使用料等審議会事務局名簿 資料3 西東京市使用料等審議会条例 資料4 西東京市市民参加条例 資料5 西東京市市民参加条例施行規則 資料6 西東京市使用料等審議会傍聴要領 資料7 証拠書類等の写しの交付の手数料の取扱いについて 資料8 事務手数料の適正化について 資料9 事務手数料集計表 資料10 西東京市手数料条例
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
議題1 委嘱状の伝達 委員へ委嘱状の伝達を行った。 議題2 会長の選出 西東京市使用料等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選により米田委員を会長に定めた。 議題3 会議の運営について 事務局から会議の運営について説明し、以下の事項について確認、決定した。 ・会議については原則公開とする。 ・会議録を作成し、情報公開コーナー等で公開する。 ・会議録の作成は、「発言者の発言内容ごとの要点記録」とする。 ・会議録作成のため、録音を了承する。 ・会議の傍聴手続は、「西東京市使用料等審議会傍聴要領」のとおりとする。	

議題4 西東京市使用料・手数料等の適正化について（答申）

- ・事務局が答申文に沿って説明
- ・米田会長から市長へ答申文を伝達

議題5 証拠書類等の写しの交付の手数料の取扱いについて（諮問）

- ・市長から米田会長へ諮問文の伝達
- ・総務法規課長が資料7に沿って説明

○委員：

資料7に記載されている手数料の減額等について、「交付の求め1件について2千円を限度として、手数料を減額し又は免除する。」とあるが、要件を満たせば同じ人が何回かに分けて請求した場合も交付の求めの都度、適用されるということか。

○事務局：

証拠書類等の写しの交付の請求の都度、適用される。

○委員：

用紙のサイズに関わらず、手数料の額は同じか。

○事務局：

同じである。

○委員：

資料7に記載の手数料の減額等について、「交付の求め1件について2千円を限度として、手数料を減額し又は免除する。」とあるが、減免規定を設けなければ手数料が高額になることが想定されるのか。

○事務局：

これまで本市では規模の大きい異議申立てを受けた実績がないが、内容によっては証拠書類等の写しの枚数が100枚を超える場合もあるのではないかと考えている。

○委員：

手数料の額や減額等についての取扱いは、行政不服審査法施行令により示されているのか。

○事務局：

行政不服審査法施行令により示されており、より詳細な運用については、今後国から示される予定である。

○委員：

市民以外の方が、審査請求人として本市に審査請求することも想定されるか。

○事務局：

本市が行った処分等に対し、市民以外の方が審査請求することも想定される。また、個人だけでなく法人が審査請求することも想定される。

○委員：

資料7に記載の手数料の減額等について、「交付の求め1件について2千円を限度として、手数料を減額し又は免除する。」とあるが、限度額を2千円とする理由は何か。

○事務局：

行政不服審査法施行令により、審査請求人が経済的に困難な場合であっても、一定程度は手数料を徴収することとなっており、限度額を2千円と示されている。

○委員：

審査請求人が自分で写しをとるのか、本市の職員がとるのか。

○事務局：

本市の職員が写しをとる。

○委員：

手数料は白黒10円だが、コンビニエンスストア等でのコピー料金は、自分で行っても白黒10円である。手数料には、本市の職員の人件費相当は含まれておらず、実費ということになる。

○事務局：

手数料の額及びその減額又は免除の取扱いについては、行政不服審査法施行令の内容に準じて取り扱うことが妥当と考えている。

平成27年11月26日に公布された行政不服審査法施行令では、用紙1枚につき白黒10円、カラー20円と示されているため、本市もそれに準じた手数料としたい。

○委員：

手数料の額及びその減額又は免除の取扱いについては、行政不服審査法施行令の内容に準じて、用紙1枚につき白黒10円、カラー20円、経済的困難者の場合に交付の求め1件について2千円を限度として手数料を減免とすることが妥当ということによいか。

(異議なし)

○委員：

事務局から、1月中に答申をいただきたいと聞いている。答申については、会長預かりとして、本日、委員の皆様から頂戴したご意見を踏まえ、まとめさせていただいてよいか。

(異議なし)

○委員：

それでは、答申については会長預かりとさせていただきます。

議題6 事務手数料の適正化について（報告）

（事務局が資料8、資料9に沿って説明）

○委員：

資料8「5 条例と原価計算に乖離がある手数料」は、いずれも人件費割合が95パーセントから100パーセントと高い。「その他市長の指定する事項に関する証明」に位置付けられる証明については、処理実績がいずれも0件から1件と少なく、適正な原価計算が困難とのことである。道路に関する証明や都市計画に関する証明については、「その他市長の指定する事項に関する証明」と異なり、処理実績が一定程度あるが、人件費割合を下げる工夫をし、原価を削減することは困難か。

○事務局：

市が保有するデータ等のみで処理することが難しく、現地調査等を要するため、原価の削減は困難なのが実態である。

○事務局：

道路に関する証明については、図面に数値が記載されているが、現地調査をすると図面上の数値と数センチの違いがあることがある。数センチの違いであっても証明として発行する以上、利害関係人に不利益が生ずるおそれがあるため、現地調査は必要である。

○委員：

現地調査するための交通費も、原価計算に含まれているか。

○事務局：

現地調査に車で向かうことが多いため、車の燃料代を原価計算に含めている。

○委員：

資料9によると、例えば都市計画証明は、処理件数が188件と多く、原価計算では6,384円である。「事務手数料に係る調査様式」の他市の状況欄に、標準より高い金額設定をしている市について記載があるが、それ以外の市の状況はどうか。

○事務局：

都市計画証明について、26市中1市が2,000円、1市が1,500円であるが、それ以外は200円から300円である。

○事務局：

道路に関する証明については、突出して高い手数料を設定する市は見られず、26市中1市が400円であるが、本市も含め12市が300円、2市が250円、11市が200円という状況である。

○委員：

「その他市長の指定する事項に関する証明」に位置付けられる、マンション建替え円滑化法に関する証明、社会福祉法人の理事に関する証明、税額控除対象となる社会福祉法人の証明については、いずれも処理件数が0件から1件であり、適正な原価計算が困難であることから、次回の事務手数料の定期見直しの際に再度検討するのが妥当である。

「道路に関する証明」「都市計画に関する証明」については、平成29年度に東京都から建築行政に関する事務移管されることが決定していることから、今回の改定は見送り、平成29年度の事務移管にあわせ、これらの手数料について平成28年度に再度原価計算を行い、再検証のうえ改定を行う、ということによろしいか。

(異議なし)

議題7 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

本日頂戴した、使用料・手数料等の適正化についての答申をもとに、平成28年1月を目途に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）」を決定する。基本方針が決定後、委員の皆様にもご報告させていただく。

「証拠書類等の写しの交付の手数料の取扱いについて（諮問）」については、会長預かりとして、会長と事務局で調整させていただくが、答申がまとまり次第、委員の皆様にも情報提供させていただく。

また、使用料等審議会の平成27年度中の開催は、本日が最終回となる。次回は平成28年度になってからの開催を予定している。

○委員：

他になれば、これで平成27年度第5回審議会を終了する。

以上